



平成 30 年 3 月 28 日

各 位

会社名 新報国製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 成瀬正
(コード番号：5542 東証ジャスダック)
問合せ先 総務部長 小林民雄
T E L 049-242-1950

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 28 日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 4 月 27 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,600 株
(3) 処 分 価 格	1 株につき 2,037 円
(4) 処分価格の総額	11,407,200 円
(5) 割当予定先	取締役 2 名 3,500 株 監査等委員である取締役 4 名 2,100 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 30 年 2 月 20 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。そして、平成 30 年 3 月 28 日開催の第 85 回定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するために、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して年額 4 5 百万円以内（社外取締役 6 百万円以内）、監査等委員である取締役に対して年額 1 5 百万円以内で金銭報酬債権を

支給すること等につきご承認をいただいております。

本日、取締役会決議により、当社の取締役 2 名及び監査等委員である取締役 4 名に対し、金銭報酬債権 11,407,200 円（取締役 7,129,500 円、監査等委員である取締役 4,277,700 円）を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限株式として当社普通株式 5,600 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給を致します。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が取締役との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2018 年 4 月 27 日から 2021 年 4 月 26 日

（当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役の意欲を高めるためにインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという目的から導入いたしました。導入初年度である今回につきましては、本制度の効果等を見極めるため、譲渡制限期間を 3 年間といたしました。）

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

割当対象者が本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれも退任、退職した場合には、当社が取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当社は、本割当株式の全部について、当該退任、退職の時点をもって、無償で取得するものといたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位をいずれも退任、退職した場合には、平成 30 年 4 月から割当対象者が上記（2）に定める地位のいずれも退任、退職した日を含む月までの月数を 24 で除した数（ただし、計算した結果 1 を超える場合には、1 とします。）に、当該時点において割当対象者が、保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、上記（2）に定める地位をいずれも退任、退職した直後の時

点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

(4) 当社による本割当株式の無償取得

上記(2)及び(3)等の事由により、譲渡制限が解除されなかった本割当株式について、当社は、当該解除の直後の時点をもって、当該株式を無償で取得するものいたします。

(5) 本割当株式の管理

割当対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、平成30年4月から当該承認の日を含む月までの月数を24で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。)に当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価格につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成30年3月27日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所ジャスダック市場における当社の普通株式の終値である、2,037円としております。これは本自己株式処分に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上